

いじめのとらえ方と予防

日本大学 文理学部
教授 藤平 敦



独立行政法人教職員支援機構

目次

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを
区別する
2. いじめは集団の問題である
3. 予防について正しく理解する

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

こういう場合はどうする？

| 行為の故意性・意図性 | 実際の言動 | 対応は？ |
|-------------|--|------|
| ①好意で行った言動 | 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促した。 | ① |
| ②意図せずに行った言動 | リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。 | ② |
| ③衝動的に行った言動 | うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ！」と言い、 <u>にらんだ</u> 。 | ③ |
| ④故意で行った言動 | 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と <u>問い詰めた</u> 。 | ④ |

参考：東京都教育委員会「いじめ総合対策」【第2次】下巻[実践プログラム編]

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

こういう場合はどうする？

| 行為の故意性・意図性 | 実際の言動 | 対応は？ |
|-------------|--|--|
| ①好意で行った言動 | 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促した。 | ①親切さを十分に認めた上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える |
| ②意図せずに行った言動 | リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。 | ②何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す |
| ③衝動的に行った言動 | うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ！」と言い、 <u>にらんだ</u> 。 | ③絶対に使ってはいけない言葉について 指導する |
| ④故意で行った言動 | 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と <u>問い詰めた</u> 。 | ④発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について 理解させる |

参考：東京都教育委員会「いじめ総合対策」【第2次】下巻[実践プログラム編]

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

では・・・

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

こういう場合はどうする？

| 行為の故意性・意図性 | 実際の言動 | 対応は？ |
|------------|-------------------------------------|------|
| ③衝動的に行った言動 | うっかりぶつかってきた子供に対して、その場で殴りかかった。 | ③ |
| ④故意で行った言動 | 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑っていた。 | ④ |
| ④故意で行った言動 | 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。 | ④ |
| ④故意で行った言動 | お金を持ってこなかったことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。 | ④ |

参考：東京都教育委員会「いじめ総合対策」【第2次】下巻【実践プログラム編】

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

こういう場合はどうする？

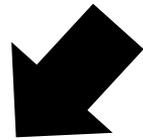
| 行為の故意性・意図性 | 実際の言動 | 対応は？ |
|------------|-------------------------------------|---|
| ③衝動的に行った言動 | うっかりぶつかってきた子供に対して、その場で殴りかかった。 | ③暴力は絶対に許されないことを 指導 するとともに、カッとなったときの対処方法を身に付けさせる |
| ④故意で行った言動 | 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑っていた。 | ④（学校サポートチームと連携して） 別室指導 などを行い、二度と行わせないようにする。 |
| ④故意で行った言動 | 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。 | ④（警察や児童相談所と連携して） 厳しい指導 を行い、直ちに行為をやめさせる。 |
| ④故意で行った言動 | お金を持ってこなかったことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。 | ④警察と連携して、法令に基づく措置を含め、 厳格な指導 を行い、反省が確認されるまで、被害の子供と接触させない。 |

全て犯罪行為に該当

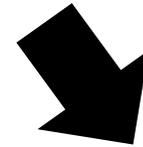
参考：東京都教育委員会「いじめ総合対策」【第2次】下巻【実践プログラム編】

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

いじめの問題



社会通念上の
いじめ



法的ないじめ

学校現場で混乱が生じているという声が多い

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

いじめ防止対策推進法

第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

改めて…

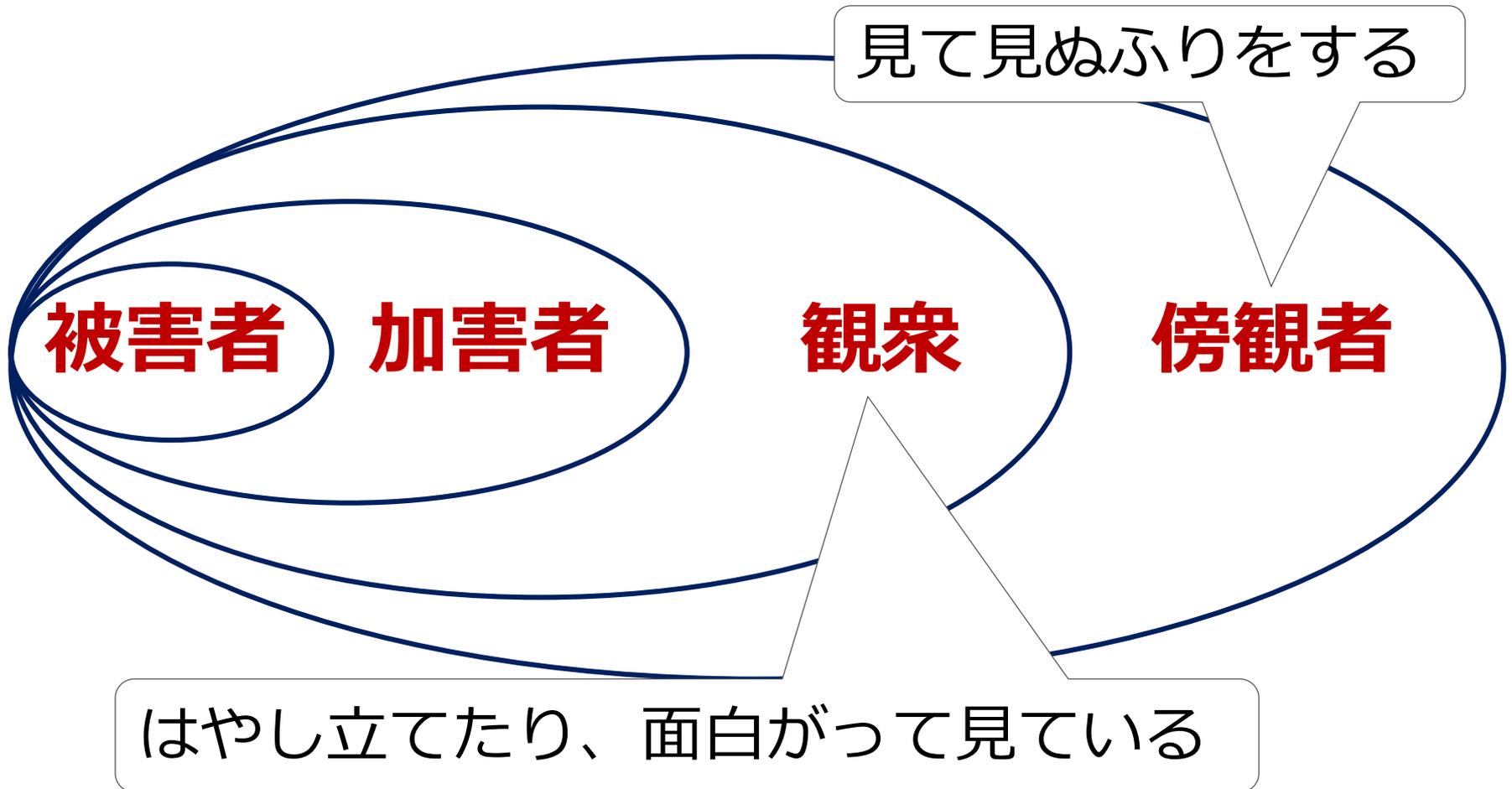
いじめに該当する場合がある

| 行為の故意性・意図性 | 実際の言動 | 対応は？ |
|-------------|--|--|
| ①好意で行った言動 | 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促した。 | ①親切さを十分に認めた上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える |
| ②意図せずに行った言動 | リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。 | ②何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す |
| ③衝動的に行った言動 | うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ！」と言い、 <u>にらんだ</u> 。 | ③絶対に使ってはいけない言葉について <u>指導する</u> |
| ④故意で行った言動 | 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と <u>問い詰めた</u> 。 | ④発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について <u>理解させる</u> |

2. いじめは集団の問題である

2. いじめは集団の問題である

(確認) いじめの四層構造 (1997 森田洋司 調査)



2. いじめは集団の問題である

いじめは・・・

加害者、被害者だけの問題
ではなく、**集団の問題**

2. いじめは集団の問題である

いじめ防止対策推進法（H25.6.28公布 / 9.28施行）

第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこととした。

3. 予防について正しく理解する

3. 予防について正しく理解する

予 防

37.1℃

早期発見
早期対応

初期対応

平熱

早期発見の
前段階

未然防止

参照：「生徒指導リーフ/Leaf 5 『「教育的予防」と「治療的予防」』（H24.2）」
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

3. 予防について正しく理解する

いじめ防止対策推進法（H25.6.28公布 / 9.28施行）

第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在席する児童等、関係者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの**未然防止**及び**初期対応**（**防止**及び**早期発見**）に取り組むとともに、当該学校に在席する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

対処

3. 予防について正しく理解する

「いじめ防止基本方針」は 防止から手をつける

| | 国 | 地方 | 学校 |
|------|---|----|----|
| 防止 | | | |
| 早期発見 | | | |
| 対処 | | | |

「いじめの防止等のための
基本的な方針」を改訂(H29.3)

ここから手をつける

3. 予防について正しく理解する

初期対応と未然防止を明確に分ける

早期発見 **×** 未然防止

- 対処 →
- 早期発見 →
- 防止 →



3. 予防について正しく理解する

未然防止の対象が全ての児童生徒である、では…

全ての児童生徒へ
働きかけができる場面とは？

授業・特別活動など、日々の教育活動

3. 予防について正しく理解する

小学校 新学習指導要領 (H29.3告示)

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

3. 予防について正しく理解する

中学校 新学習指導要領 (H29.3告示)

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

3. 予防について正しく理解する

高等学校 新学習指導要領 (H30.3告示)

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

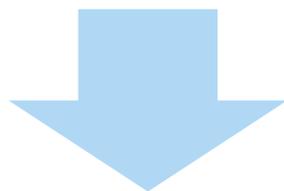
1 生徒の発達を支える指導の充実

(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

まとめ

まとめ

1. 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する
2. いじめは集団の問題である
3. 予防について正しく理解する



一人一人の児童生徒の(心の)居場所をつくる

問いかけ

**学習指導の中で、(教師が児童生徒に)
どのような働きかけをすると、
いじめの未然防止につながると
思いますか？**

いじめのとらえ方と予防

日本大学 文理学部
教授 藤平 敦



独立行政法人教職員支援機構